作成:2012年10月31日 改訂:2021年7月12日

製品安全データシート(SDS)

[混合物用(塗料用)]

1.製品及び会社情報

製品名 :OPTIMUS C3 (硬化剤)

会社名:宝栄産業株式会社

住所:大阪府堺市中区大野芝町94

担当部門 :技術部

電話番号 :072-235-1131 FAX番号 :072-234-0835 緊急連絡先 :072-235-1131

2.危険有害性の要約

[GHS分類]

物理化学的危険性 引火性液体 :区分外

健康有害性

急性毒性(経口) : 区分外 急性毒性(経皮) : 区分4 急性毒性(吸入·蒸気) : 区分3

急性毒性(吸入・粉塵 ミスト) :分類できない

皮膚腐食性・刺激性 : 区分外 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分外

呼吸器感作性 : 分類できない 皮膚感作性 : 区分1

生殖細胞変異原性 : 区分外 会がん性 : 区分外 生殖毒性 : 区分外

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) : 区分外 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) : 区分外 誤えん有害性 : 分類できない

水生環境慢性有害性 : 区分外 水生環境急性有害性 : 区分外

オゾン層への有害性:分類できない

[GHSラベル要素]

注意喚起語 : 危険

[危険有害性情報]

:皮膚に接触すると有害

:吸入すると有毒

:アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ

[注意書き]

《予防策》:使用前に取り扱い説明書を入手する。

:安全注意を読み理解するまで取り扱わない。

:容器を密閉しておくこと。

:塗装時及び乾燥時には十分換気を行うこと。:ミスト/蒸気/スプレーを吸引しないこと。

: 取扱い時には飲食や喫煙をしないこと。

:取扱い時は保護手袋/保護眼鏡/保護マスクを着用すること。

:取扱い後は手洗い、眼をよく洗う。

:皮膚に付着した場合、直ちに衣類をすべて脱ぎ、皮膚を良く洗う。

:環境への放出を避けること。

《応急処置》

眼に入った場合: コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。 出来るだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 無理に吐かせないこと。

皮膚等に付着した場・:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を流水/シャワーで

洗うこと。皮膚刺激が生じた場合は医師の手当てをうけること。

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

《保管》:直射日光、凍結を避ける。

:涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。(5℃以上、40℃以下)

《廃棄》 : 内容物や容器を廃棄する場合、都道府県知事の認可を受けた

専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

3.組成•成分情報

単一製品・混合物の区別:混合物

一般名 : 水性建築用塗料

. ホロス 成分及び含有量(危険有害物質を対象)

<u> </u>				
化学名又は一般名	含有率	CAS No	化審法	労安法
		0,10110	10 8 12	77.7.7.
	(%)			
変性ポリイソシアネート	75 ~ 85		あり	
シ゛エチレンク゛リコールモノエチル	15 ~ 25	112-15-2	2-744	
エーテルアセテート				
		444 00 0	0 000	
アクリル酸ノルマルブチル	<1	141-32-2	2-989	4 号

4.応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡を取りその指示に従う。

眼に入った場合:直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

まぶたの裏まで完全に洗うこと。

:出来るだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合:誤って飲み込んだ場合には、安静にし直ちにSDSを提示し医師の診断を受けること。

:無理に吐かせない。嘔吐物は飲み込ませないこと。 : 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

皮膚に付着した場合:付着物を布で素早く拭き取る。

:大量の水及び石鹸又は皮膚用の洗剤で十分に洗い落とす。

溶剤、シンナーは使用しない。

:外観に変化や痛みがある場合、SDSを提示して医師の診断を受ける。

吸入した場合 :蒸気、ガスなどを吸い込んだ場合には、直ちに、空気の新鮮な場所

に移し暖かくし安静にする。

呼吸が困難に陥った場合には、衣類を緩め気道を確保した上で人口呼吸を行う。

: 直ちに医師の手当てを受けること。

:蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の

新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時には、医師に連絡すること。

応急処置をする者の保護 :適切な保護具(保護メガネ、保護マスク、手袋等)を着用する。

5.火災時の処置

使用可能な消火剤 炭酸ガス、 泡、 粉末、乾燥砂、水噴霧

特有の消火方法:周辺火災の場合は、周辺の設備などに散水して冷却する。

:大規模火災の場合は、泡消火剤で空気を遮断し、一気に消火する。

消火を行う者の保護:消火作業は必ず自給式呼吸器等の保護具を着用し、風上から行う。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

:漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

:回収作業の際には保護具を着用する。

:風下で回収作業をしてはならない。

環境に対する注意事項

:土壌に浸透させてはならない。

:下水、河川、排水溝等公共水路に流れ込むのを防止する。

除去方法

回収:少量の場合はペーパータオル、ウエス等に吸収させ密閉式の容器に回収する。

:多量の場合は土砂で流れを止め、液の表面を泡で覆い、乾燥砂や不燃性

吸収剤に吸収させ、密閉式の容器に回収する。

廃棄:回収した漏出物は、国や地方自治体の規則に従って廃棄する。

7.取り扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

取り扱い :容器は注意して取り扱い、開ける。

皮膚との接触を避け、暴露のおそれがある場合は、適切な保護具を着用する。

眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。

全ての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。

皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹸水で洗う。

取り扱い後は手洗い、洗眼、うがいを十分に行う。

保管:直射日光及び高温を避け換気の良い場所に保存する。

混触危険物から離して保管する。

容器は確実に密栓し、保管場所は火気厳禁とする。

危険物施設で施錠して保管する。

8.暴露防止及び保護措置

設備対策 : 取り扱いについては全体換気装置または局所排気設備を設置した場所で取り扱う。

取り扱い場所近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。

呼吸器用保護具:有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器

手の保護具 : 不浸透性保護手袋

目の保護具:保護眼鏡(ゴーグル型)または保護面(防災面)

皮膚及び身体の保護具:帯電防止性能を有する、長袖の保護衣及び安全靴を推奨する。

9.物理的及び化学的性質

外観:無色透明液状

臭い:特異臭

pH : -

引火点 :130℃ (クリーブランド 開放式)

爆発範囲:情報なし

密度 :1.1 (25℃ 比重) 溶解性 :水と激しく反応する

粘度 :200 ~ 500 mPa·s(25℃ B型粘度計)

10.安定性及び反応性

安定性:密閉状態では安定である。

反応性:水、アミン等の活性水素を有する化合物と容易に反応する。

水と反応し炭酸ガスが発生し容器を破裂させることがある。

避けるべき条件:水と激しく反応する。

危険有害な分解生成物 :知見なし

11.有害性情報

急性毒性(経口) : GHS区分を判断するための十分な情報なし 急性毒性(経皮) : 1000<計算値(ATEmix)≦2000 (mg/Kg) 急性毒性(吸入、蒸気) : 500<計算値(ATEmix)≦2500 (ppmV)

皮膚感作性: O. 1%以上の区分1A成分あり

12.環境影響情報

生体蓄積性: 情報なし土壌中の移動性: 情報なし残留性/分解性: 情報なし

13.廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃塗料などを廃棄処理する場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と

委託契約をして廃棄処理を委託する。

: 容器・機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 : 排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃 に関する法律、及び関係する法規に従って処理するか、業者に委託する。

汚染容器及び包装 :空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

: 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理を委託する。

14.輸送上の注意

:取り扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従うこと。

: 容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、

荷崩れ防止を確実に行うこと。

国連番号:2810

国連分類 :6.1 毒物

容器等級 : Ⅲ

必要であれば、イエローカードを携帯する。

国内規制

陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法 該当する場合、それぞれの

該当法律に定められた運送方法に従う。

: 荷送り人は運送者に運搬注意書(イエローカード等)を交付すること。

海上輸送:船舶安全法に定めるところに従う。

15. 適用法令

労働安全衛生法: 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令

第18条の2別表第9) (政令番号4号アクリル酸ノルマルブチル)

毒物及び劇物取締法:該当しない

消防法:法第9条の4・危険物規制令別表第4 指定可燃物 可燃性液体

外国為替及び外国貿易法 :輸出貿易管理令別表第1の16項に該当するので、経済産業省のガイド

ラインの参照や事前相談が望ましい。

化学物質排出把握管理促進法:該当しない

(PRTR法)

16. その他の情報

主な引用文献: 日本塗料工業会編集(原材料物質データシート) (社)日本塗料工業会

:製品安全データシート・ガイドブック[混合物用(塗料用)] 日本塗料工業会

:化学物質毒性データブック 丸善

:GHS危険有害性分類結果 (製品評価技術基盤機構 NITE)

注 意

ここに記載された情報は、弊社データーを含め種々の技術出版物にあるデーターに従ったものです。必要かつ安全な取り扱いを決定する場合には、使用者がその責任においてこの情報の利用をお決めください。

情報の利用をお決めください。 尚、ここに記載された情報は、作成時点では弊社の調査による最新の情報に基づき作成 されたものですが、法律、規制等の改正、新たな毒性試験結果の発表等により、改訂が ありうることを御承知下さい。